

アジア諸国法律事務所の 青少年のための5つのプログラム

青少年アドバイス委員会

1997年、アジア諸国法律事務所において、十代の若者たちがデートをする時に発生しやすい暴力を防止する対策として、青少年アドバイス委員会は発足されました。この間、このプログラムは、社会正義を目的とする高校生リーダーシップ養成インターンシッププログラムとして発展してきました。青少年アドバイス委員会を通じて、高校生は、デート時に発生しやすい暴力やその他の問題について学習し、アート作成、広報、キャンペーン、ワークショップ編成、発表と経験を積み重ねます。



青少年アドバイス委員会は、下記項目について、青少年向けのカリキュラムを作成しました。

- 家庭内暴力：性別に基づく虐待、レイプカルチャー（レイプ犯罪の多発化に伴い、女性に対する性的虐待が、流行文化やメディアで普及して受け入れられている状態）、トキシック・マスキュリニティ（男は感情を出さずに、常時強く見せかける、暴力は力の表れ）、自分の権利を知るワークショップ
- 移民法：移民の権利、主にアジア太平洋諸国の若者に向けたDACA(小児期に渡米した不法滞在者の滞在延期処置)情報、移民に関する問題、入牢、家庭内暴力
- アジア系民族を主体とした性別とセクシュアリティについて：クイアまたは、トランスジェンダーの権利、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア）の恋愛関係に起こりがちなデート暴力
- 青少年のコミュニティ問題：銃の暴力、不安定な住宅環境、ジェントリフィケーション（居住区の再開発計画とそれに伴う地域の変化）、いじめ、TITLE IX（タイトル ナイン：連邦政府の教育システムにおいてはすべての差別を禁止するという法律）など。

学校やコミュニティ団体との協力関係の構築



APILOの青少年のプログラムは、学校やコミュニティ団体と共に行動し、社会福祉や法的サービスを利用しやすい環境の向上をはかります。今日までに、レーニーコミュニティ大学、オークランド学区アジア系学生主体学習促進プログラム、そしてサンフランシスコ州立大学と協力して、社会福祉並びに法的サービス、並びに暴力防止対策の学習を提供してきました。青少年のプログラムは、オークランド・エージェン・ユース・コラボレイティブと提携して主に有色人種系のオークランドの青少年に社会福祉サービスを提供するコミュニティ作りをしてきました。青少年アドバイス委員会のマネジャーであるピアンカさんは、この度カリフォルニア教員協会と合同で、“新型コロナウイルスの時代にアジア系民族に対する人種差別と闘う”というカリキュラムを発行しました。これは高校や大学の授業で使用する予定です。

ユース・ケース（ケア）マネージメント

ケース/ケア・マネージメントは、ハーム・リダクションを基本としています。現実的問題に直面している若者の脆弱性を考慮の上、ハーム・リダクションを含めた安全対策を立てます。若者との関係を最優先して、安全対策、カウンセリング、法的サービス、犯罪被害者補償給付受給について援助サービスを提供します。さらに、情報資料をもとに、適切なコミュニティサービスに紹介することもあります。



青少年アドバイス委員会 スポットライト



「青少年アドバイス委員会で4年間インターンを務めました。この間、私は、自分自身、私のコミュニティ、そして世界について多くを学びました。家庭内暴力についてコミュニティで話し合いを進めることができるようになるまで、青少年アドバイス委員会は私を育ててくれました。私は、自信を持って効果的に仲間達に話ができるようになりました。」エミリー・リアング、高校シニア

「青少年アドバイス委員会のインターンになって以来、私は、多方面において成長し、自分のコミュニティの問題を理解出来るリーダーになりつつあります。コミュニティの人々や委員会の仲間達と深い議論をすることによって、家庭内暴力の被害者の擁護の仕方、そして、自分の生活において健康的な異性同性関係の大切さを確認しています。」キャシー・リアング、高校シニア

アジア諸国法律事務所 家族法と女性に対する暴力防止プロジェクト

アジア諸国法律事務所はコミュニティと協力して、家庭内暴力の被害者を加害者である親密なパートナーや家族から守ることに専念しています。私たちは、精神的障害を考慮して被害者中心の相談を提供します。



APILOは、親密なパートナーによる暴力の被害者に下記のサービスを提供しています。

- A. 暴力拘束命令
- B. 離婚、法的別居、結婚の無効
- C. 子供の親権、子供の訪問、養育費
- D. 配偶者のサポート
- E. 不動産の分配
- F. 女性に対する暴力防止法（VAWA）申立人
- G. 永住権の条件の削除
- H. Uビザ犯罪の被害者
- I. Tビザ人身売買の被害者
- J. 公的扶助
- K. タックス申請援助（家庭内暴力被害者のみ）
- L. 住宅を探す
- M. 社会福祉サービスやケースマネジメントに紹介
- N. 安全計画と相談

家庭内暴力とは、ある人が親密な関係がある別の人に権力を行使し、支配するパターンがある行為の数々を示す。

暴行とは何ですか。身体的, 性的, 感情的, 精神的, 経済的, ストーカー, 文化的そして個人的なことを虐待すること

拘束命令の種類



緊急保護命令（EPO）

1）これは何ですか？
家庭内暴力の電話連絡を受けた後、現場を訪問した警察官が要請して、裁判官から保護命令は発令されます。

2）目的は何ですか。
保護命令は、地方検察庁が民事拘束命令および/又は刑事保護命令を提出完了するまで、家庭内暴力犠牲者を暴行から保護することになっています。

3）保護命令は何日間有効ですか。
通常 7 日間有効です。

家庭内暴力拘束命令（DVRO）

1）これは何ですか。 - 虐待や虐待の脅迫を受けた人々の保護に役立つ民事裁判所の命令です。

2）私にはその資格はありますか？ 貴方と貴方が拘束したい人との関係が下記の条件の一つに該当している必要があります。

- 結婚している、または、ドメスティックパートナーの登録をしてある
- 離婚した、又は別居中
- デートをしている、又はデートをしたことがある
- 一緒に生活をしている、又は以前一緒に生活をしていた
- 子供を共有している親、又は
- 近親（親、子供、兄弟、姉妹、祖母、祖父、義理の息子）

3) 家庭内暴力の拘束命令はどのように役立ちますか。 - 裁判所は拘束された人に次のことを命じることができます。

- 貴方、貴方の子供、貴方の親戚、または貴方と一緒に住んでいる他の人に連絡したり、近づいたりしない
- 銃や弾薬を所持しない
- 貴方が住んでいる家から出て行く
- 子供との親権や、面談の指示に従う
- 養育費を払う
- 配偶者の支援をする
- 財産についての命令に従う

4) 保護の期間はどれくらいですか。 - 6 ヶ月から 5 年までです。更新ができます。



安全計画は、個人的で、実用的な計画であり、加害者との親密な関係がある間に安全を維持する方法、家を出る計画、または家を出てからの計画などがあります。安全計画の相談は、被害者の感情の起伏に対応する方法、虐待について家族や友人に伝える方法、そして法的措置についての相談を含みます。

安全計画についてのご相談は、下記の事務所で常時行っております。

**1）National Domestic Violence Hotline
ナショナル・ドメスティックバイオレンス・ホットライン
Call 1-800-799-7233
Text LOVEIS to 1-866-331-9474**

**2）Asian Women’s Shelter（日本語で相談可）
エージェン・ウイメンズ・シェルター
1-877-751-088**

**3）Riley Center
レイリーズ・センター
415-255-0165**

**4）WOMAN, Inc.
ウイメンズ・インク
1-877-384-3578**

**5）Ruby’s Place
ルビーズ・プレイス
1-888-339-7233**

510-303-9953 (スペイン語で相談可)